

基本検査運用ガイド
放射性固体廃棄物等の管理
(BR0070_r4)

原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課

1 監視領域

大分類：「放射線安全」

小分類：「従業員に対する放射線安全」「公衆に対する放射線安全」

検査分野：「放射線管理」

2 検査目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の2の2第1項第4号ロで規定する事項（保安のために必要な措置）のうち、表1に示す原子力施設の種別ごとの保安のための措置に係る規則条項で規定する管理区域への立入制限等、線量等に関する措置（以下「線量等に関する措置」という。）及び工場、事業所又は使用の場所において行われる廃棄に対する原子力施設の機能の保全の措置（以下「機能の保全の措置」という。）並びに法第61条の2の2第1項第4号ロで規定する事項（法第58条第1項に規定する保安のために必要な措置（以下「事業所外廃棄の措置」という。）、法第61条の2の2第1項第4号ハで規定する事項（法第59条第1項に規定する保安のために必要な措置（以下「事業所外運搬の措置」という。）及び法第61条の2第2項の認可を受けている事業者等に対して、法第61条の2の2第1項第3号トで規定する事項（放射能濃度の測定及び評価の方法）に係る放射性固体廃棄物等の管理の実施状況を確認する。なお、事業所外運搬の措置に関する事項は、新燃料及び使用済燃料の運搬に係る事項を除く。

上記事項は、法第61条の2の2第1項第3号イで規定する事項（保安規定）のうち、表1に示す保安規定記載事項に係る規則条項で規定する線量等に関する措置、機能の保全の措置及び事業所等の外における運搬の措置並びに放射能濃度の測定及び評価の方法の他、保安規定審査基準で規定する放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに係る活動状況の確認と併せて行う。

また、法第61条の2の2第1項第2号で規定する事項（技術上の基準の遵守）のうち、表2に示す原子力施設の種別ごとの技術基準に係る規則条項で規定する、放射性廃物管理、汚染の防止等、放射線管理に関連する基準への遵守状況を確認する。

これらの確認対象となる事業者等の活動は、放射線管理の他、防災・非常時対応、施設管理の検査分野にも関係することから、当該活動に関連する他の検査運用ガイドの適用も踏まえて確認する。

3 検査要件

3.1 検査対象

放射性固体廃棄物等（輸入した放射性廃棄物（以下「輸入廃棄物」という。）並びに新燃料及び使用済燃料以外の「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」を含む。）に関わる事業者等の以下の管理プロセスを検査対象とし、その中から適切なサンプリングによって検査を行う。

- (1)放射性固体廃棄物等の管理
- (2)放射性廃棄物でない廃棄物
- (3)事業所外廃棄
- (4)事業所外運搬物（新燃料、使用済燃料除く）
- (5)放射能濃度に関する確認（クリアランス）

検査目的に照らし検査が必要と判断される場合には、上記検査対象以外から選定してもよい。

3.2 検査の体制、頻度及びサンプル数

検査は、表3の検査要件のまとめ表に示す検査体制、頻度、サンプル数及び時間を目安に行う。

4 検査実施

4.1 放射性固体廃棄物等の管理

4.1.1 放射性固体廃棄物等の処理

- (1)放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれの定められた処理が施されていることを確認する。
- (2)放射性固体廃棄物処理設備の運転状況が適切であることを確認する。
- (3)放射性廃棄物等の処理、ドラム詰め等の記録が適切に維持、管理されていることを確認する。

4.1.2 放射性固体廃棄物等の貯蔵、保管

- (1)放射性固体廃棄物等の貯蔵または保管状況が、許認可等を踏まえて適切に管理された状態であることを確認する。
- (2)汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていることを確認する。
- (3)表面線量当量率、放射能濃度等を考慮した保管場所や保管方法による適切な管理が行われていることを確認する。

4.1.3 事業所内運搬

- (1) 管理区域外において放射性固体廃棄物等の運搬する場合、炉規則第 88 条第 1 項に基づく措置の実施状況について確認する。

4.1.4 廃棄体確認に係る線量当量率等の測定

法第51条の6第2項で規定する廃棄物埋設確認に係る記録等の適切性の確認に資するため以下を行う。

- (1) 廃棄物の表面線量当量率及び放射能濃度等が、所定の測定装置により定められた測定方法で適切に管理された状態で測定されていることを確認する。
(2) 測定結果の評価（判定状況含む）が適切に実施されていることを確認する。

4.2 放射性廃棄物でない廃棄物

放射性廃棄物でない廃棄物については「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））の別添「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関するガイドライン」を用いて「放射性廃棄物でない廃棄物」であることを適切に判断し、また適切に取り扱われていることを確認する。

4.3 事業所外廃棄

4.3.1 事業所外廃棄（輸入廃棄物を除く）

放射性廃棄物（輸入廃棄物を除く）に関して、法第58条に基づく、工場又は事業所の外において廃棄しようとする場合の廃棄に関する措置が核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号。以下「外廃規則」という。）第2条で定める保安のために必要な措置等に適合していることを確認する。

4.3.2 事業所外廃棄（輸入廃棄物）

輸入廃棄物に関して、法第58条に基づく、工場又は事業所の外において廃棄しようとする場合の廃棄に関する措置が外廃規則第2条で定める保安のために必要な措置等に適合していることを確認する。

4.4 事業所外運搬（新燃料、使用済燃料除く）

法第59条第1項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を事業所等の外において運搬する場合、運搬する物に関して保安のための必要な措置が適切に講じられていることを確認する。

4.5 放射能濃度に関する確認（クリアランス）

法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、

当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価が行われ、適切に取り扱われていることを確認する。

4.6 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する原子力安全に影響を及ぼす問題が特定された場合、不適合管理等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。
- (3) 検査官が日常の巡視等で検知した本検査に関連する気づき事項等が、不適合管理等において適切に処理されていることを確認する。

5 検査手引

5.1 放射性固体廃棄物等の管理に関する確認の観点等

5.1.1 放射性固体廃棄物等の処理

- (1) 事業者等の放射性固体廃棄物の処理に係る年度計画等を確認しておくこと。
- (2) 放射性固体廃棄物処理設備について、管理値等を逸脱した運転状況が発生していないこと、現在の運転状況が正常であることを確認する。
- (3) 現場の系統構成及び機器の設置状態が、事業者等の図書（技術図書、手順書、図面等）と一致していることを確認する。
- (4) 放射性固体廃棄物処理設備のうち、埋設処分に係る固化設備等の運転状況の確認結果については、日常検査により事業者等の活動を適時確認することにより、廃棄体確認（法定確認）の適切性の確認に資するものである。確認結果については、検査業務用のシステムに入力する。

5.1.2 放射性固体廃棄物等の貯蔵、保管

- (1) 事業者等の放射性固体廃棄物等に係る年度の発生予想、搬出計画及び貯蔵予想本数等を確認しておくこと。特に、大量の放射性固体廃棄物が発生する改良工事等が計画されている場合は注意すること。
- (2) 許認可で定められた貯蔵本数を超えて放射性固体廃棄物等が貯蔵、保管されていないことを確認する。
- (3) 許認可における遮へい計算の前提条件となっているドラム缶の放射能濃度、配置等を満足していることを確認する。
- (4) 高線量のドラム缶等の保管場所を別途定め注意喚起を行う等、被ばく低減に努めていることを確認する。
- (5) 放射性固体廃棄物等の貯蔵、搬出または保管場所の変更に伴う保管量の把握、

識別記録の作成又は放射線量の測定等が適切に行われていることを確認する。

5.1.3 事業所内運搬

- (1) 運搬中の輸送物の移動、転倒等の防止措置、運搬経路への標識の掲示、法令に定める危険物との混載防止、見張り人の配置、保安の監督を行う者の同行等、事業所内における運搬の方法について確認する。

5.1.4 廃棄体確認に係る線量当量率等の測定

- (1) 事業者等が実施する測定状況について、1 サンプル (2～3 本/h) を目安に確認する。
- (2) 日常検査により事業者等の活動を適宜確認することにより、廃棄体確認（法定確認）の適切性の確認に資するものである。確認結果については、検査報告システム（仮称）に入力する。

5.2 放射性廃棄物でない廃棄物に関する確認の観点等

- (1) 放射性廃棄物でない廃棄物については、保安規定及び保安規定に基づく下部規定等に従って管理されていることを確認する。
- (2) 同下部規定等に基づいて、汚染のおそれのある管理区域において設置された資材等及び汚染のおそれがある管理区域で使用された物品を放射性廃棄物でない廃棄物と判断する場合は、その判断の信頼性を高める観点から「念のための測定」が実施されていることを確認する。
- (3) 物品搬出業務、放射線測定業務等を協力会社等に外部委託する場合は、協力会社等の業務内容についての調達管理を確認する。
- (4) 放射性廃棄物でない廃棄物については、その発生から判断に至るまでの間に汚染されていないことの履歴（トレーサビリティ）が保存されていること、また、放射性廃棄物でない廃棄物と判断された物については、放射性物質による追加的な汚染及び異物の混入等の防止措置が適切に実施されていることを確認する。
- (5) 放射性廃棄物でない廃棄物と判断された物を産業廃棄物処理業者に引き渡した場合は、引き渡した物がトレース可能な記録（(例) 産業廃棄物管理票（マニフェスト））が維持・管理されていることを確認する。

5.3 事業所外廃棄に関する確認の観点等

5.3.1 事業所外廃棄（輸入廃棄物を除く）

- (1) 廃棄が可能な放射性廃棄物とするよう必要な処理を行っていること、廃棄前に措置の実施状況を確認していること、及び記録を保存するとともに当該廃棄施設を設置した者に記録の写しを交付していることを確認する。

5.3.2 事業所外廃棄（輸入廃棄物）

- (1) 輸入廃棄物は、事前に返還スケジュール、荷主電力などの必要な情報を収集及び確認し、法定確認申請前の検査（製造段階の事業者等検査の確認など）に備える。
- (2) 事業所外廃棄、事業所外運搬の要求事項に対する活動（適合性確認実施状況や製造の品質記録が要求事項を満足することを事業者等が確実にしていること（第三者機関による監査の実施状況を含む。）が適切に実施されていることを確認する。

5.4 事業所外運搬（新燃料、使用済燃料を除く）に関する確認の観点等

- (1) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を事業所外へ搬出する場合には、輸送容器の維持管理、輸送計画、放射線防護を含めて、輸送物の表面温度、表面線量当量率及び表面汚染密度、標識等の法令要求を満足していることを確認する。また、輸送物の設計において経年変化を考慮する必要がある場合は、その設計が維持されていることを確認する。
- (2) 発送前検査が行われる場合、法定基準の適合状況や保安規定を遵守した活動が実施されていることを確認する。また、以下の事業者等の活動を適時確認することにより、事業所外運搬物確認（法定確認）の適切性の確認に資するものである。確認結果については、検査業務用のシステムに入力する。
（確認項目）
 - ・ 測定装置の校正及び点検の記録。
 - ・ 発送前検査（外観、線量当量率、収納物、重量、気密漏洩検査等）の状況。

5.5 放射能濃度に関する確認（クリアランス）に関する確認の観点等

保安規定に定める放射能濃度確認に係る措置の実施状況を確認する。

- (1) 放射能濃度の確認対象物の放射能濃度の測定、評価が原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項の規定に基づき認可を受けた方法に基づき実施されていることを確認する。
- (2) 放射能濃度確認対象物の運搬、保管において異物の混入防止、追加的な汚染の防止等必要な措置が講じられていることを確認する。

6 参考資料

(1) 法令、基準等

- a. 核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則
- b. 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則

- c. 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則
- d. 核燃料物質等の工場又は事業所外における廃棄に関する規則
- e. 核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則
- f. 工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド
- g. 工場又は事業所の外における廃棄に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド
- h. 工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド
- i. 海外再処理に伴う返還廃棄物（ガラス固化体）の輸入に関連して所管行政庁から報告を受けるべき事項について（調査審議結果）（平成 20 年 11 月 27 日 原子力安全委員会）
- j. 工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド
- k. 海外再処理に伴う返還廃棄物（ガラス固化体）の輸入に関連して所管行政庁から報告を受けるべき事項について（調査審議結果）（平成 20 年 11 月 27 日 原子力安全委員会）
- l. 内運搬告示（発電炉、核燃料施設）
- m. 外運搬告示

○改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2020/04/01	施行	
1	2021/07/21	○運用の明確化 ①核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を事業所外へ搬出する場合に、輸送物の設計において経年変化を考慮する必要がある場合の視点を追加（5.4 事業所外運搬（新燃料、使用済燃料除く）） ○記載の適正化	
2	2023/05/24	○運用の明確化(放射性廃棄物でない廃棄物に関する確認の観点等について、内規を参考に検査手引きを追記)（5 検査手引き） ○記載の適正化	
3	2024/05/04	○記載の適正化	
4	2025/06/06	○記載の適正化 ○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第44号)の一部の施行に伴う適正化	

表 1 関連する施行規則条項

原子力施設の種別	規則名	保安のための措置に係る規則条項	保安規定記載事項に係る規則条項
実用発電用原子炉施設	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第78条、第79条及び第88条から第90条	第92条第1項第9号から第14号及び同条第3項第8号から第13号
研究開発段階発電用原子炉施設	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第73条、第74条及び第83条から第85条	第87条第1項第9号から第14号及び同条第2項第9号から第14号
試験研究用等原子炉施設	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第7条、第8条及び第12条から第14条	第15条第1項第7号から第13号及び同条第2項第8号から第13号
再処理施設	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第9条、第10条及び第14条から第16条	第17条第1項第7号から第12号及び同条第2項第9号から第14号
加工施設	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第7条の2の9、第7条の3及び第7条の6から第7条の8	第8条第1項第7号から第12号及び同2項第9号から第14号
使用済燃料貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第29条、第30条及び第34条から第35条	第37条第1項第7号から第12号及び同条第2項第8号から第12号
廃棄物管理施設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第27条、第28条及び第32条から第33条	第34条第1項第7号から第11号及び同条第2項第8号から第12号
第一種廃棄物埋設施設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第53条、第54条及び第60条から第61条	第63条第1項第7号から第11号及び同条第2項第8号から第12号
第二種廃棄物埋設施設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第14条、第15条及び第18条から第19条	第20条第1項第7号から第13号及び同条第2項第7号から第11号
使用施設等	核燃料物質の使用等に関する規則	第2条の11の4、第2条の11の5及び第2条の11の10から第2条の11の12	第2条の12第1項第6号から第11号及び同条第2項第8号から第13号

表2 関連する技術基準規則条項

原子力施設の種別	技術基準規則条項
実用発電用原子炉施設	第34条及び第41条から第43条まで
研究開発段階発電用原子炉施設	第33条及び第40条から第42条まで
試験研究用等原子炉施設	第15条から第17条まで、第31条、第52条で準用する第31条、第59条で準用する第31条及び第70条で準用する第31条
再処理施設	第21条及び第26条から第28条まで
加工施設	第19条及び第21条から第23条まで
使用済燃料貯蔵施設	第18条及び第20条から第22条まで
特定廃棄物管理施設	第16条及び第19条から第21条まで
特定第一種廃棄物埋設施設	第16条及び第19条から第21条まで
第二種廃棄物埋設施設	—
使用施設等	第9条、第19条、第20条、第23条及び第24条

表3 検査要件まとめ表

本検査は発電所又は施設を対象にサンプルを選定する。

01 実用炉

ID	検査項目※ ¹	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	放射性固体廃棄物等の管理	1年	2	40	日常
02	放射性廃棄物でない廃棄物	1年	1		
03	事業所外廃棄 (輸入廃棄物を除く)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
04	事業所外廃棄 (輸入廃棄物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
05	事業所外運搬 (A型、IP型、L型輸送物)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
06	事業所外運搬 (B型輸送物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
07	放射能濃度	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム

※1 項目05、07、08の原子力規制検査は、本庁において法定確認行為の資料とする。

02 研開炉

ID	検査項目※ ¹	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	放射性固体廃棄物等の管理	1年	2	40	日常
02	放射性廃棄物でない廃棄物	1年	1		
03	事業所外廃棄 (輸入廃棄物を除く)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
04	事業所外廃棄 (輸入廃棄物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
05	事業所外運搬 (A型、IP型、L型輸送物)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
06	事業所外運搬 (B型輸送物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
07	放射能濃度	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム

※1 項目05、07、08の原子力規制検査は、本庁において法定確認行為の資料とする。

03 試験炉

ID	検査項目※ ¹	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
----	--------------------	------	-------	---------	------

基本検査運用ガイド放射性固体廃棄物等の管理

01	放射性固体廃棄物等の管理 (熱出力500kW以上※ ²)	1 年	2	9	日常
02	放射性固体廃棄物等の管理 (熱出力500kW以上※ ³)	1 年	2	4	日常
03	放射性固体廃棄物等の管理 (熱出力500kW未満)	1 年	2	2	日常
04	放射性廃棄物でない廃棄物	1 年	1	上記施設区分 の時間に含む	日常
05	事業所外廃棄 (輸入廃棄物を除く)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
06	事業所外廃棄 (輸入廃棄物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
07	事業所外運搬 (A型、IP型、L型輸送物)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
08	事業所外運搬 (B型輸送物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
09	放射能濃度	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム

※1 項目 07、09、10 の原子力規制検査は、本庁において法定確認行為の資料とする。

※2 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止の措置を講ずる必要があるもの

※3 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止の措置を講ずる必要がないもの

04 再処理

ID	検査項目※ ¹	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	放射性固体廃棄物等の管理	1 年	2	18	日常
02	放射性廃棄物でない廃棄物	1 年	1		
03	事業所外廃棄 (輸入廃棄物を除く)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
04	事業所外廃棄 (輸入廃棄物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
05	事業所外運搬 (A型、IP型、L型輸送物)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
06	事業所外運搬 (B型輸送物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
07	放射能濃度	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム

※1 項目 05、07、08 の原子力規制検査は、本庁において法定確認行為の資料とする。

05 加工

ID	検査項目※ ¹	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
----	--------------------	------	-------	---------	------

基本検査運用ガイド放射性固体廃棄物等の管理

01	放射性固体廃棄物等の管理 (MOX加工)	1 年	2	12	日常
02	放射性固体廃棄物等の管理 (ウラン加工)	1 年	2	9	日常
03	放射性廃棄物でない廃棄物	1 年	1	上記施設区分 の時間に含む	日常
04	事業所外廃棄 (輸入廃棄物を除く)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
05	事業所外廃棄 (輸入廃棄物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
06	事業所外運搬 (A型、IP型、L型輸送物)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
07	事業所外運搬 (B型輸送物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
08	放射能濃度	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム

※1 項目 06、08、09 の原子力規制検査は、本庁において法定確認行為の資料とする。

06 貯蔵

ID	検査項目※1	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	放射性固体廃棄物等の管理	1 年	2	2	日常
02	放射性廃棄物でない廃棄物	1 年	1		
03	事業所外廃棄 (輸入廃棄物を除く)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
04	事業所外廃棄 (輸入廃棄物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
05	事業所外運搬 (A型、IP型、L型輸送物)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
06	事業所外運搬 (B型輸送物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
07	放射能濃度	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム

※1 項目 05、07、08 の原子力規制検査は、本庁において法定確認行為の資料とする。

07 管理

ID	検査項目※1	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	放射性固体廃棄物等の管理	1 年	2	2	日常
02	放射性廃棄物でない廃棄物	1 年	1		

03	事業所外廃棄 (輸入廃棄物を除く)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
04	事業所外廃棄 (輸入廃棄物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
05	事業所外運搬 (A型、IP型、L型輸送物)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
06	事業所外運搬 (B型輸送物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
07	放射能濃度	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム

※1 項目 05、07、08 の原子力規制検査は、本庁において法定確認行為の資料とする。

08 埋設

ID	検査項目※1	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	放射性固体廃棄物等の管理	1年	2	2	日常
02	放射性廃棄物でない廃棄物	1年	1		
03	事業所外廃棄 (輸入廃棄物を除く)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
04	事業所外廃棄 (輸入廃棄物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
05	事業所外運搬 (A型、IP型、L型輸送物)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
06	事業所外運搬 (B型輸送物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
07	放射能濃度	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム

※1 項目 05、07、08 の原子力規制検査は、本庁において法定確認行為の資料とする。

09 使用（政令該当）

ID	検査項目※1	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	放射性固体廃棄物等の管理	1年	2	2	日常
02	放射性廃棄物でない廃棄物	1年	1		
03	事業所外廃棄 (輸入廃棄物を除く)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常
04	事業所外廃棄 (輸入廃棄物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
05	事業所外運搬 (A型、IP型、L型輸送物)	発生の都度	必要に応じ	必要に応じ	日常

06	事業所外運搬 (B型輸送物)	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム
07	放射能濃度	申請の都度	内容に応じ	内容に応じ	チーム

※1 項目 05、07、08 の原子力規制検査は、本庁において法定確認行為の資料とする。